

薬局・薬剤師を取り巻く現状及び ビジョン実現に向けた国の取組 (来年度の予算事業等)について

平成30年2月5日
かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

患者のための薬局ビジョン（概要）

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
 - ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・ 患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応
 - ・ 24時間の対応
 - ・ 在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～ 対物業務 から 対人業務 へ～

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための **研修の機会の提供**
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、**検査値や疾患名等の患者情報を共有**
- 医薬品の安全性情報等の **最新情報の収集**

専門性＋コミュニケーション
能力の向上

患者中心の業務

- ・ 処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況の
フィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

薬中心の業務

「患者のための薬局ビジョン」が目指すこと

「薬局」は「患者のため」に

「地域」における「対人業務」強化に向けた解説書

患者のための薬局ビジョン

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握と
それに基づく薬学的管理・指導

患者を知る

患者を守る

24時間対応・在宅対応

患者に寄り添う

医療機関等との連携

患者をつなぐ

高度薬学管理機能

患者を注意深く守る

健康サポート機能

地域住民を支える

本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

かかりつけ薬剤師・薬局に係る評価指標設定の経緯について

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）

1. 健康・医療分野

①医薬分業推進の下での規制の見直し（政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し）

規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	検討中	服薬情報の一元的・継続的な管理の実施状況を効果的に把握できるものとなるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備状況や薬学的管理・指導の実施状況等を複合的に把握する指標を設定した。今年度、モデル事業等を踏まえかかりつけ薬剤師を配置している薬局の具体的な把握の仕方について検討中。

経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日） 参考資料（主要分野のKPI）

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化
施策群：薬剤・調剤

KPI	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況					
KPIの定義、測定 の考え方	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬（重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり）の算定件数	各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数（見える化）	調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア

医薬分業の評価指標の考え方

真の
効果

着眼点	評価項目
薬物療法の有効性・安全性	・ 副作用発現率 ・ 薬の効果
薬学的管理	・ 処方変更数 ・ 疑義照会数 ・ 残薬調整数
かかりつけ機能	・ 健康サポート薬局の数 ・ かかりつけ薬局・薬剤師の数 (÷面分業率)
医療保険財政への貢献	・ 後発医薬品の推奨
医薬分業率	・ 処方箋枚数/外来投薬数

薬局の取組の全国的な進捗状況を把握するための指標設定の考え方

平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業：

「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会
報告書～かかりつけ薬剤師・薬局となるための具体的な取組集～より作成

KPI検討にあたっての基本的な考え方

- 本来、薬剤師として果たすべき説明義務等の役割が果たされていない場合があるという現状を踏まえ、KPIの具体的な項目については、法令に定められた薬剤師としての基本的な義務・機能に関する観点を盛り込むよう設定する。
 - 「かかりつけ薬剤師・薬局」としての役割や機能である、
 - 1 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - 2 24時間対応・在宅対応
 - 3 医療機関等との連携について評価を行うことが可能な項目とする。
 - 客観的、かつ継続的に把握できる項目とする。
- 

厚生労働省として全国的に把握すべきKPIとして、以下の項目を提案。

厚生労働省において最終的にKPIを設定する際には、その指標の収集方法とともに、適切なKPIを設定。

服薬情報の一元的・継続的把握に関する指標

電子版お薬手帳を導入している薬局数

24時間対応・在宅対応に関する指標

在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数

医療機関等との連携に関する指標

地域ごとの地域包括システムに関する内容を含む研修（※）を修了した薬剤師のいる薬局数

（※）健康サポート薬局研修

薬学的管理・指導の取組を評価できる指標

※現時点で客観性の担保や定義の明確化が難しいこと等から、厚生労働省において実際に指標を把握する際に、客観的かつ継続的に把握できる項目となるよう十分検討した上で、これらの指標の中から少なくとも一つを把握することが妥当

- プレアボイド（※）や医療安全対策推進事業（ヒヤリ・ハット事例収集）
- 医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績
- 医師に対して、受診勧奨した来局者の状態を示す文書を提供した実績
- 服薬指導に際し、検査値、疾患名等の患者情報を医療機関から受け取った実績

（※）薬剤師がその専門性を実践した結果、既知の副作用を回避できたなど薬物療法の安全性を守ることができた事例や経済的に貢献できた事例 9

かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価について

かかりつけ薬剤師・薬局を推進していくために、各薬剤師・薬局の取組について、以下のような手段で評価を行う。

① 薬局機能情報提供制度の項目の拡充

- 薬剤師・薬局の機能を患者・住民に見える化し、患者・住民の薬局の選択に資するため、薬局機能情報提供制度（※）の項目を拡充する。

（追加する項目については次頁参照）

平成29年10月5日 公布

平成31年1月1日 施行

※経過措置として、都道府県のシステムの準備状況によっては平成31年12月31日までは適用しない。

② 薬剤師・薬局の実態に係る調査の実施

- 法令に定められた事項の遵守状況を把握する医薬品販売制度実態調査に加え、薬剤師・薬局の取組状況や患者意識や満足度の調査等を必要に応じて実施する。
- 平成29年度に試行的なKPIの調査を実施予定である。



③ KPIの設定・把握

- 薬局機能情報提供制度の項目の一部をKPIとして設定し、年1回の頻度で全薬局の情報を把握する。
- KPIの項目を継続的に把握しながら、薬剤師・薬局の取組が把握できる、より適切な指標への見直しを検討する。

※薬局機能情報提供制度：薬局が都道府県に対して、薬局の機能に関する情報を報告し、都道府県がインターネット等で住民等に公表する仕組み

薬局機能情報提供制度の拡充とKPIの設定について

H29年10月6日に改正省令を公布、H31年1月1日から施行

(経過措置として、都道府県のシステムの準備状況によってはH31年12月31日までは適用しない。)

※追加項目を**太字**で記載、枠はKPI

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

(略)

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

(3) 薬局の業務内容

- (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
- (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
- (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
- (iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
- (v) 薬局製剤実施の可否
- (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

(vii) 薬剤服用歴管理の実施

イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

□ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

□ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

(4) 地域医療連携体制

(i) 医療連携の有無(例: 地域におけるプレアボイドの取組)

(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

(iii) 退院時の情報を共有する体制の有無

(iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

(v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

(2) 医療安全対策の実施

(i) 副作用等に係る報告の実施件数

(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

(3) 情報開示の体制

(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無

(5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数

(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムのための会議に参加した回数

(8) 患者の服薬情報等を医療機関に提供した回数

(9) 患者満足度の調査

(i) 患者満足度の調査の実施の有無

(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

KPIの設定・把握

- 経済・財政アクション・プログラム2016（平成28年12月21日）において、「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況を把握・評価する指標（KPI）として、『「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数』が位置づけられた。
- このKPIについては、薬局機能情報提供制度に追加する項目のうち、次の項目を毎年全国集計し、把握する。

KPI： 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況

KPIの定義： 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数

「患者のための薬局ビジョン」で求められている機能	評価する項目	薬局機能情報提供制度の該当項目
患者の服薬情報の一元的・継続的把握	電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数	第二の一（３）の（vii）と（viii）
薬学的管理・指導の取組	医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局数（過去１年間に平均月１回）	第二の二（８）
在宅業務への対応	在宅業務を実施した薬局数（過去１年間に平均月１回以上）	第二の二（６）
医療機関等との連携	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去１年間に１回以上）	第二の一（２） 第二の二（７）

KPIに関して

平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業：

「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書

第4 おわりに（抜粋）

全ての薬剤師・薬局は、医薬分業のあり方が問われ、「患者のための薬局ビジョン」が策定された背景を理解し、自らの問題としてとらえて、患者・住民のために薬の専門家として何をすべきか、何ができるかを改めて考え、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導等の業務内容を質的に充実させることが重要である。今後、本報告書をもとに、全ての薬剤師・薬局が、自らの抱える課題を精査し、その解決に取り組み、2025年までにかかりつけ薬剤師・薬局として機能することが求められる。

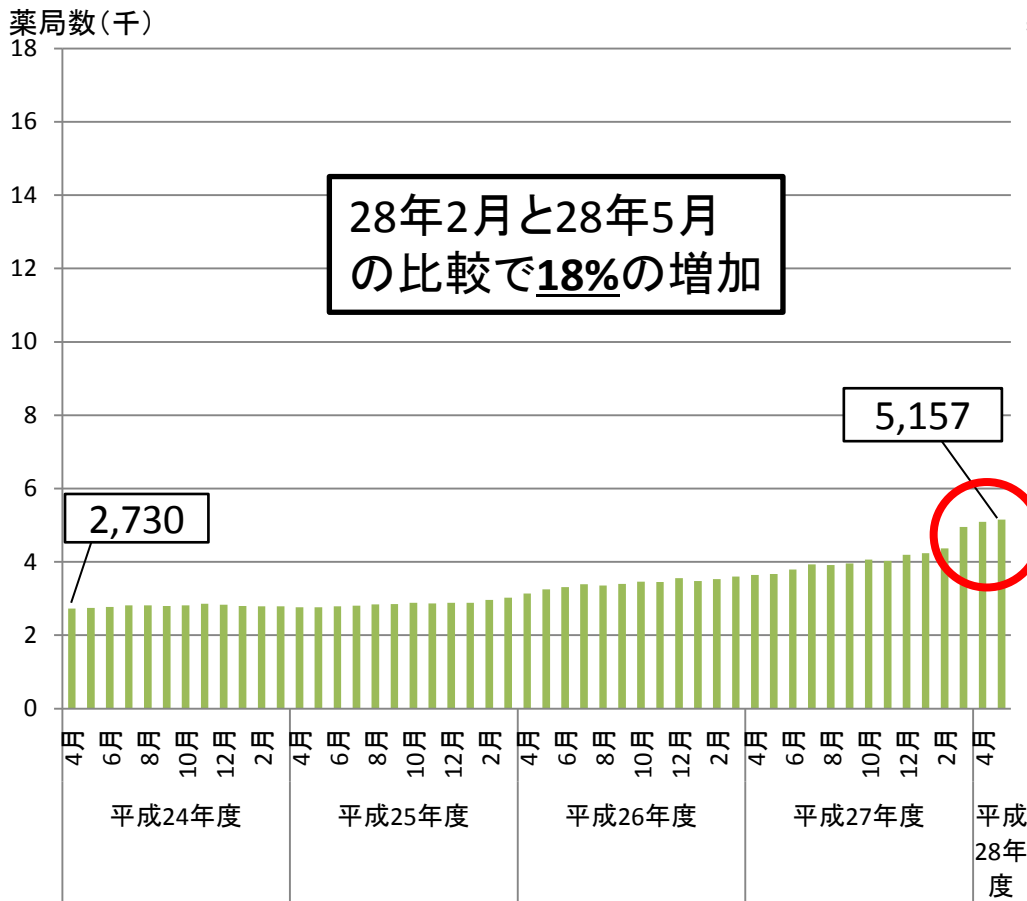
また、今回設定したKPIは、あくまでも現時点の課題をもとに設定したものであり、単にKPIに係る指標の数字が増加すれば良いと考えるのではなく、その結果、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上し、患者・地域住民が薬局・薬剤師が行う業務に対してメリットを感じられるような取組を行うことが重要である。

在宅患者に対する訪問薬剤管理を行う薬局数の推移

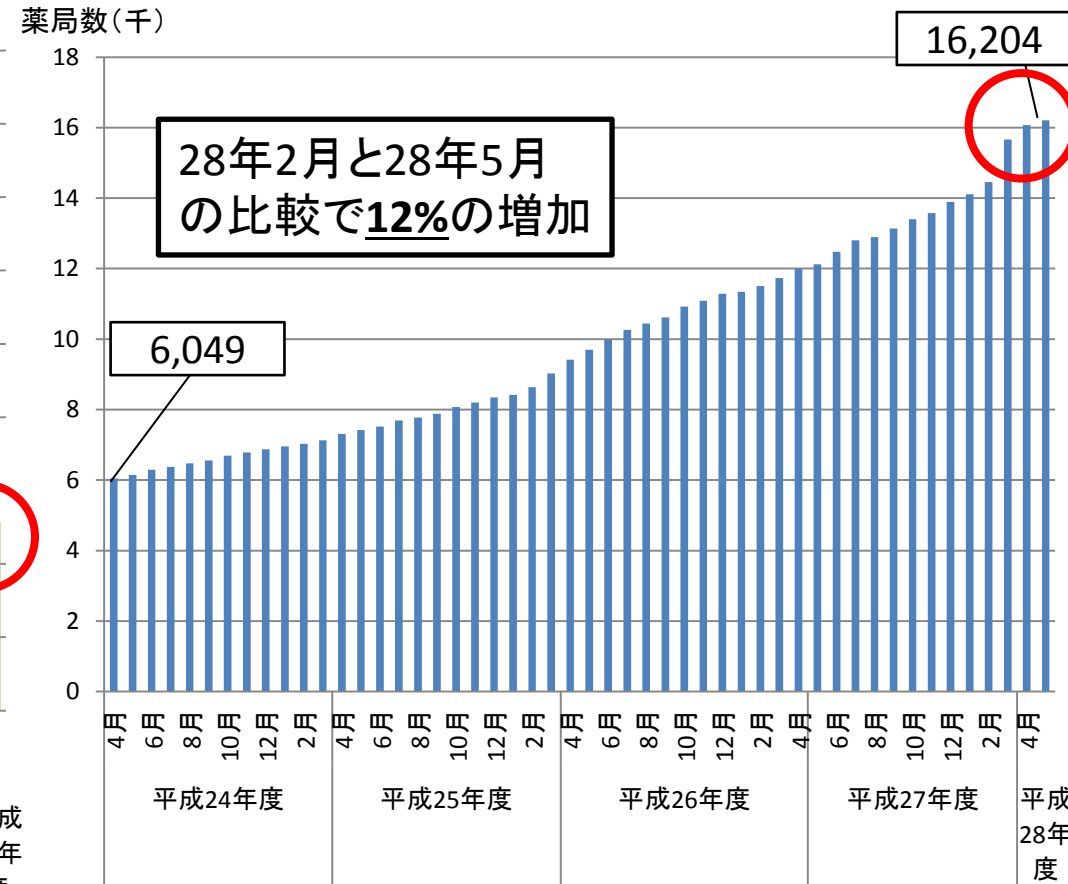
中医協 総-3
29.1.11

基準調剤加算の見直しにより在宅業務を実施している薬局が増加している。

在宅患者訪問薬剤管理指導料算定薬局数(医療保険)



居宅療養管理指導費算定薬局数(介護保険)



注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

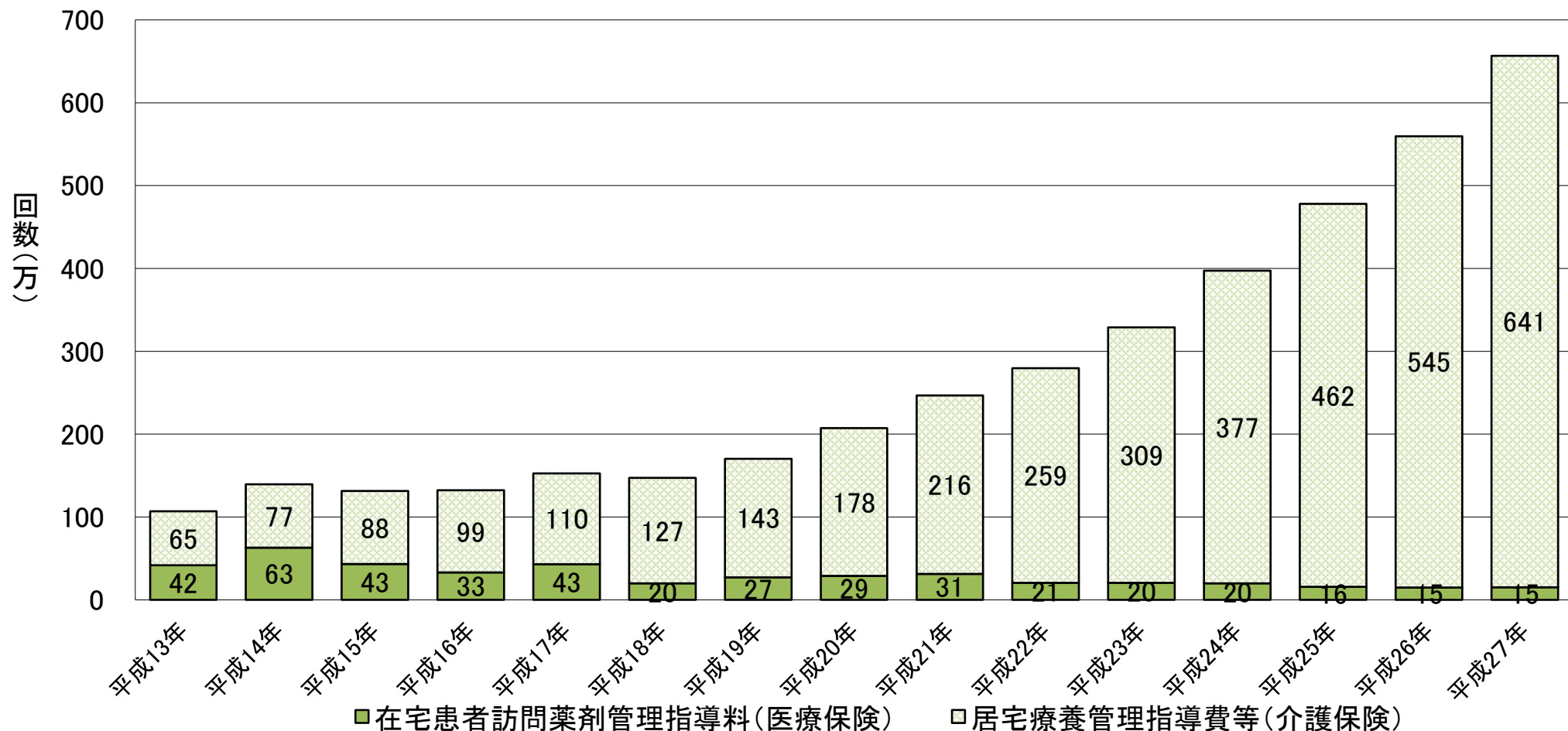
〔出典〕「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課) 特別集計、老健局老人保健課作成

薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

中医協 総－ 3

29. 1. 11

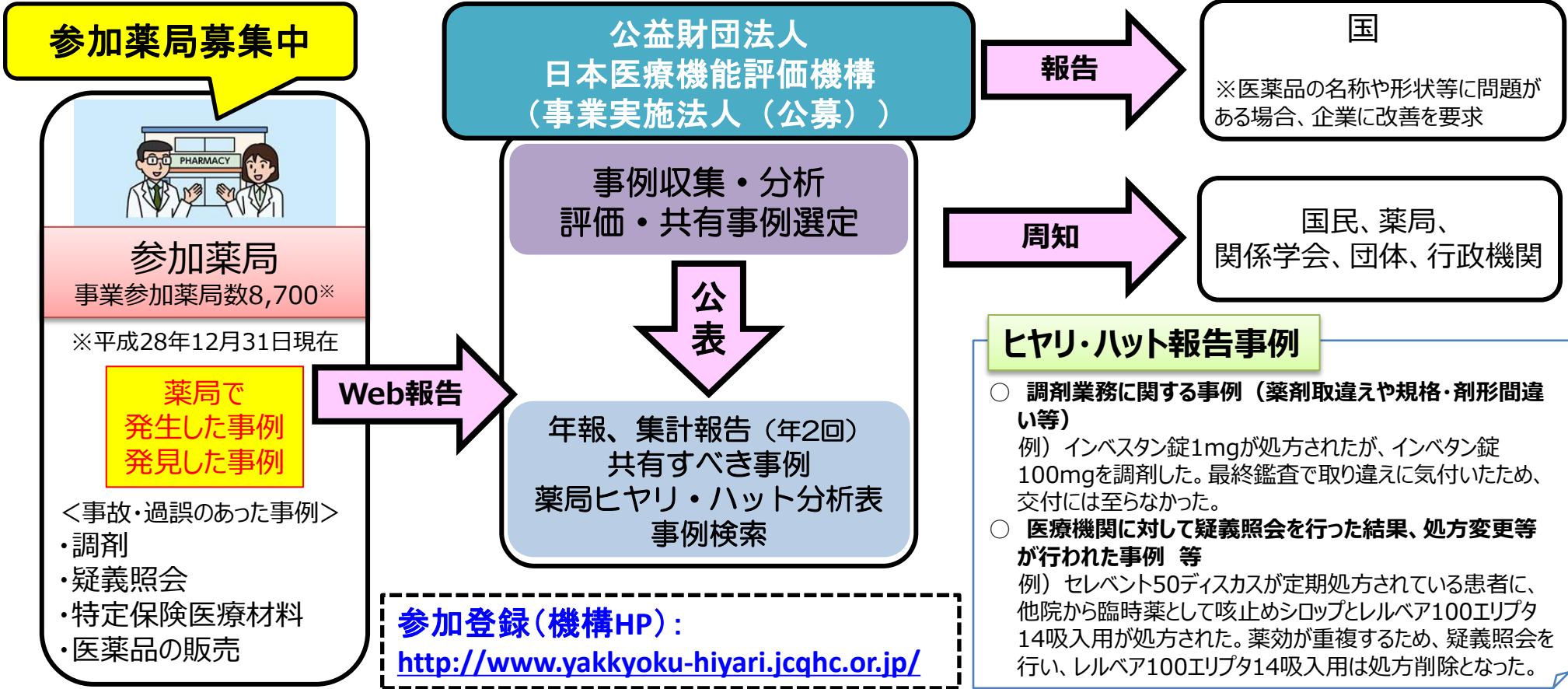
介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

薬局医療安全対策推進事業費：薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業(概要)

- 公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。
- この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、**医療安全対策の一層の推進**を図ることを目的としています。



- 患者の薬物療法の安全性の向上に資する事例の共有の推進が図られている。

「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について（平成29年10月6日付け薬生総発1006第1号）

（4）地域医療連携体制

（i）医療連携の有無

以下の取組の有無をそれぞれ記載すること。

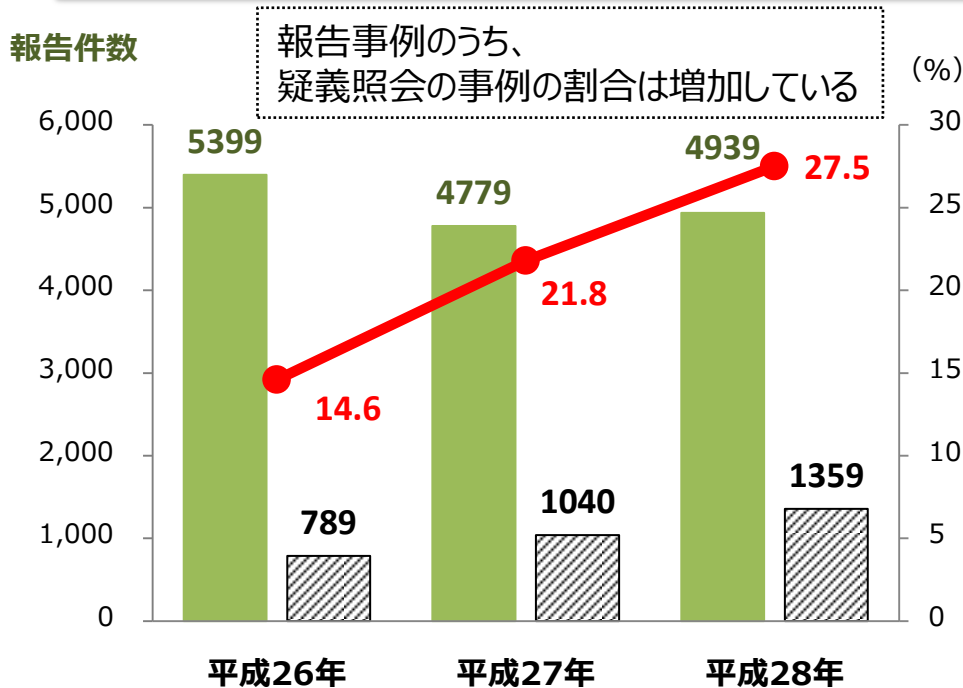
① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、**薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われている**が、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、2（2）（ii）の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけでなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4（2）①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年1年間（1月1日～12月31日）に、**疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。**

【事業の概要】

薬局における医療安全の確保を図るため、平成21年4月よりヒヤリ・ハット事例等を薬局から収集し、集積した情報の分析・評価を行っている（事業は公益財団法人日本医療評価機構が実施）



■ ヒヤリ・ハット事例（全体数）

▨ 疑義照会の事例（内数）

● 疑義照会の事例の割合（%）

$$\left(\frac{\text{疑義照会の事例（内数）}}{\text{ヒヤリ・ハット事例（全体数）}} \right) (\%)$$

ヒヤリ・ハット報告事例

【事例①：疑義照会により処方変更に至った事例】

- 数年ぶりに来局した患者に、閉塞隅角緑内障の患者には禁忌である過活動膀胱治療剤 A の処方があった。
- 薬剤服用歴とお薬手帳の記録から、「緑内障治療点眼液 B を使用しており治療中」とあり、緑内障治療点眼液 B を処方した医療機関に確認したところ、当該患者は閉塞隅角緑内障であった。
- 過活動膀胱治療剤 A を処方した医師に疑義照会し、閉塞隅角緑内障の患者には禁忌ではない過活動膀胱治療剤 C へ処方変更した。

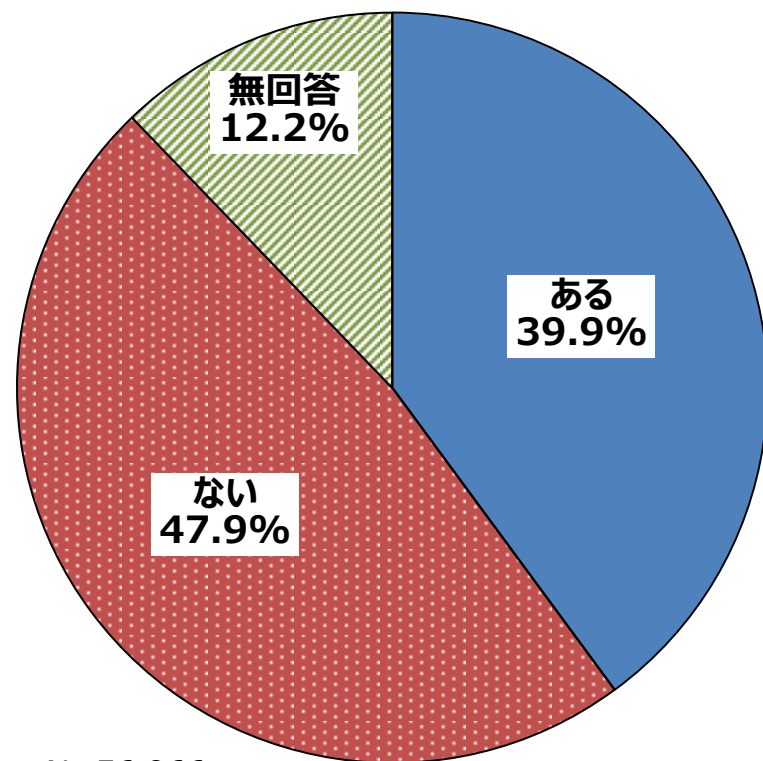
【事例②：疑義照会により処方中止に至った事例】

- 中等度以上の腎機能障害のある患者には禁忌である高血圧症治療剤 A の処方があった。
- 患者から「以前服用していた利尿剤 B で胸の張り痛みがあるので、薬を変更することになった」との話があり、処方箋に記載された検査値を確認したところ、Cr（クレアチニン値）1.59、eGFR（推算糸球体濾過値）34.7であった。
- 検査値から中等度以上の腎機能障害であることが確認されたので、高血圧治療薬 A を処方した医師に疑義照会し、高血圧治療剤 A は処方中止となった。

- 患者の来局日以外の服薬期間中における継続的な服薬指導（電話による状況確認等）の実施状況について尋ねたところ、実施したことが「ある」との回答が39.9%であり、「ない」47.9%であった。また、その必要性については、「患者によっては必要だと思う」65.3%、「必要だと思う」14.3%、「必要だとは思わない」8.2%であった。

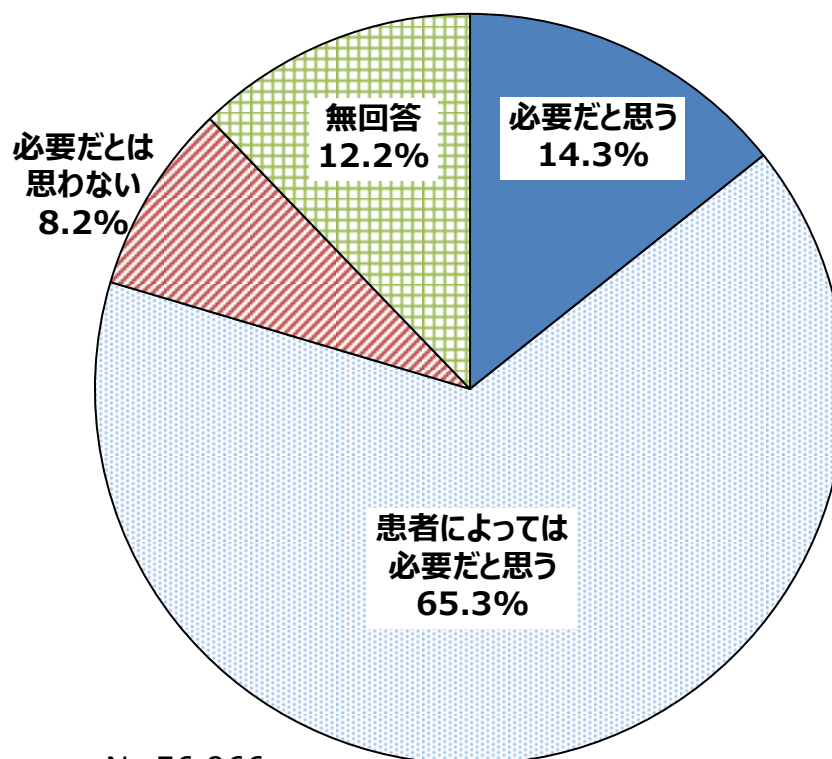
➤ 患者の来局日以外の服薬期間中における継続的な服薬指導（電話による状況確認等）の実施状況等

【実施の有無】



N=56,966

【必要性】



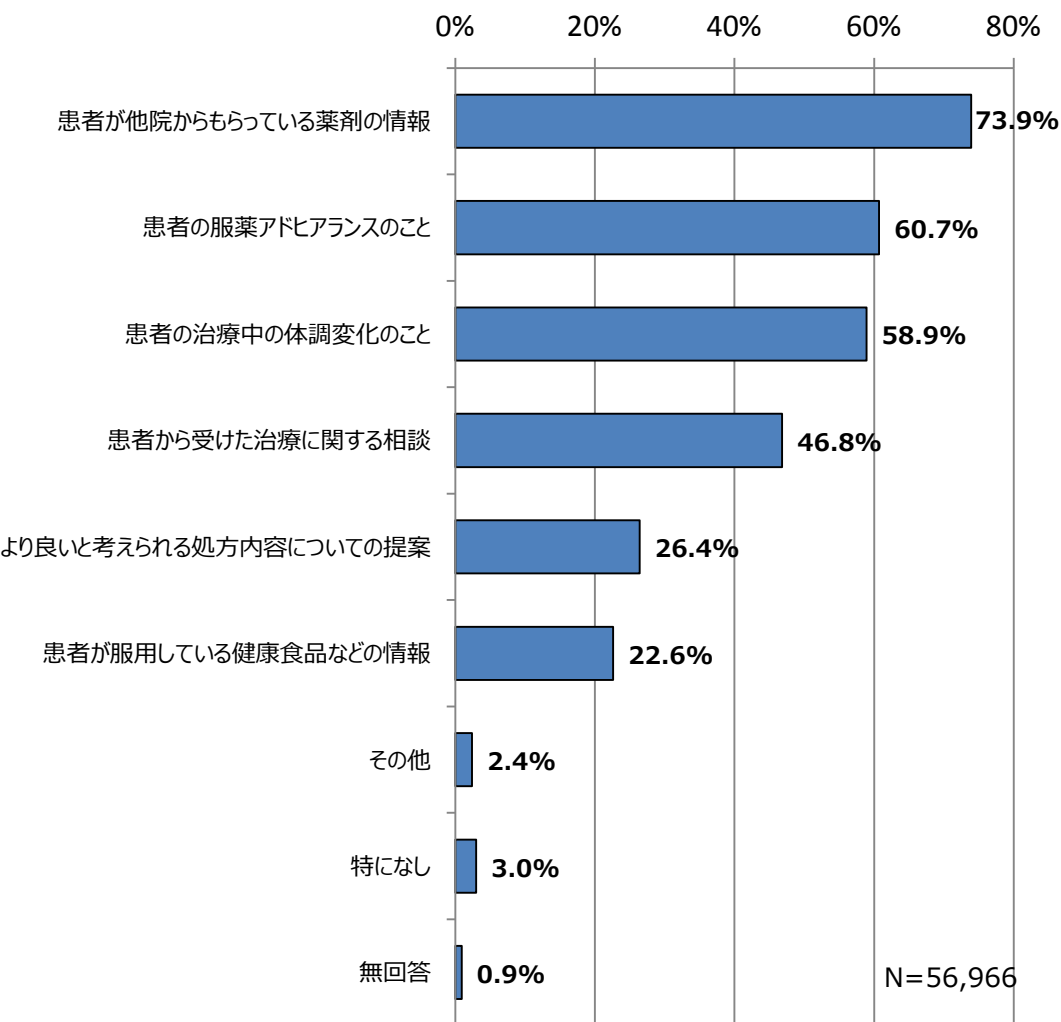
N=56,966

薬局と医療機関の連携として有効と考えられる情報

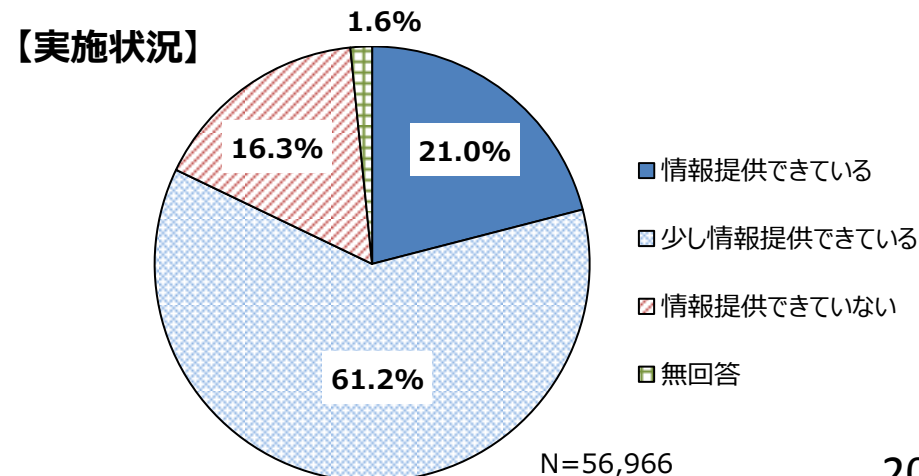
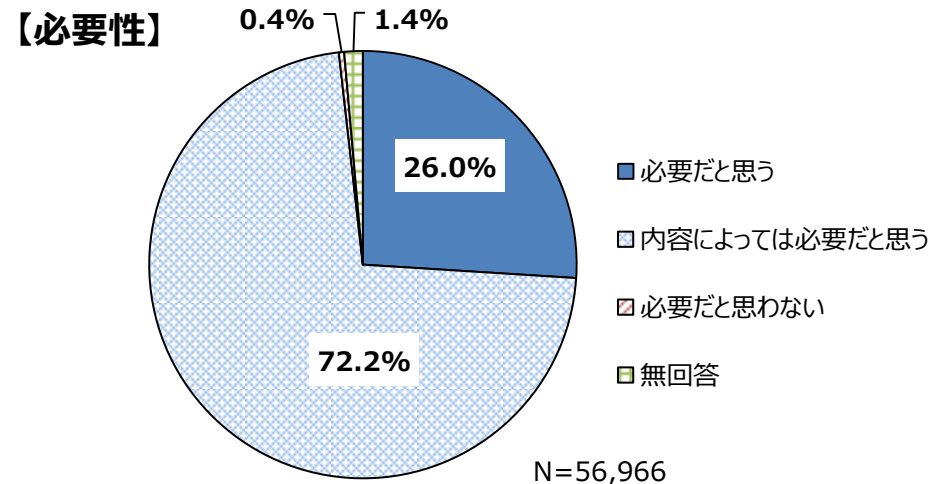
中医協 総－3
29. 12. 8

- 患者の服薬状況や服用期間中の体調変化について、薬局から医療機関にフィードバックすることが有効と考えられている。保険薬局において、こうした取組の必要性が認識されており、取組が広がっている。

➤ 医療機関との連携として、疑義照会とは別に、フィードバックすることが有効と考えられる情報の内容



➤ 疑義照会とは別に、医療機関にフィードバックすることが有効と考えられる情報について

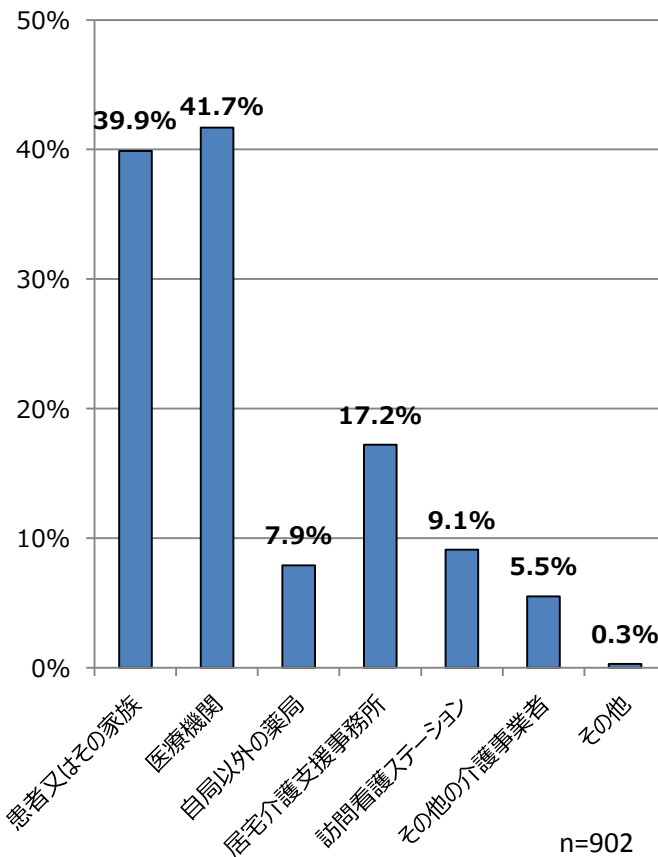


服薬情報等の提供の有無とその効果

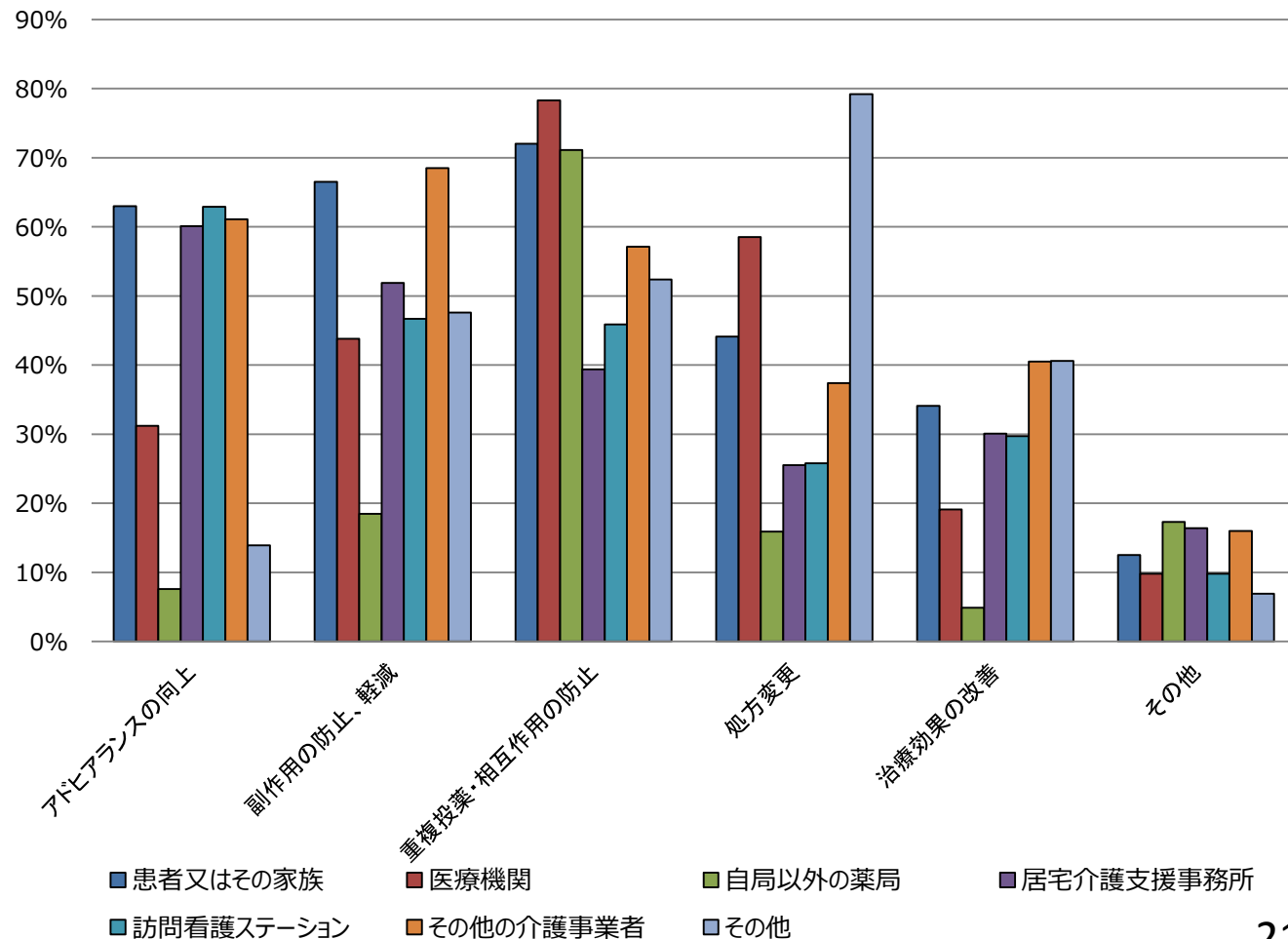
中医協 総－3
29. 12. 8

○ 保険薬局において、患者の服薬情報等を医療機関などに提供する取組は一定程度実施されており、アドヒアランスの向上や重複・相互作用の防止などにつながっている。

➤ 関係主体への服薬情報等の提供有無 （「あり」と回答した割合）



➤ 情報提供を行うことによる薬学管理上の効果 （効果があったものの割合）



保険薬局と医療機関の副作用管理における連携

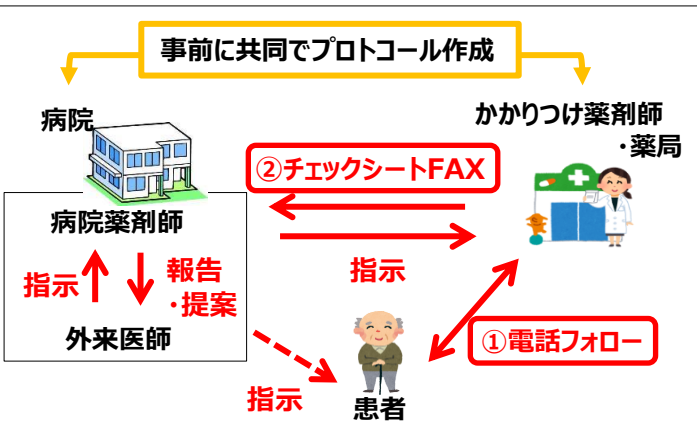
中医協 総-3
29. 12. 8

- 医療機関からの指示に基づいて薬局薬剤師が服用期間中の服薬状況等をフォローし、その結果を医療機関に共有することで、副作用等への対応をより適切に行うことができる。

「プロトコルに基づく経口抗がん薬治療管理の効果を実証する調査」

- 研究代表者：安原 真人（東京医科歯科大学）
- 研究期間：2016年11月25日～実施中
- 登録患者数：103名（2017年10月現在）
- 研究目的：プロトコルに基づく薬物治療管理（PBPM）をがん外来化学療法に適用することの効果、観察研究によって検証する。

➤ 実施フロー図



➤ 薬局のフォローアップ対応の流れ

【テレフォンプォロアップの実施】

予約日にチェックシートを参照しながら、電話フォローアップを行う。

※次回受診の前に、再度、電話による確認が必要と判断される場合は、その日程を決めて、対応。

【有害事象等で緊急対応が必要な場合】

チェックシートを病院へFAXするとともに、直ちに医療機関の事前に取り決めた部署へ電話連絡。また、緊急対応した事例についてのサマリーを作成。

【緊急対応に該当しなかった場合】

記入したチェックシートを病院へFAXで送付。

➤ チェックシート（例）薬局と医療機関が共同で作成

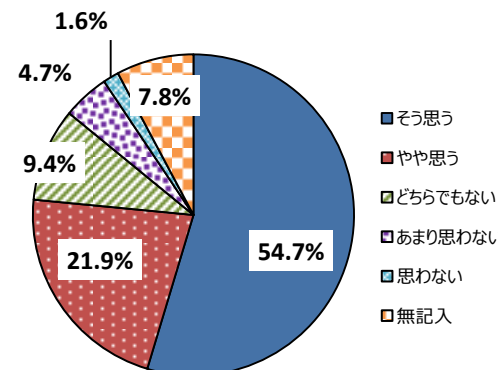
- アドヒアランス ☐ 良 ☐ 不良（飲み忘れ回数 回 その他： ）
- 下痢 ☐ なし ☐ あり ☐ 未確認
頻度 ____ 回/日 下痢止めの服用 ☐ あり ☐ なし ☐ 未確認
ロペラミド内服頻度 ____ 回/日（残数： ____ Cap）
主な指導内容：＊ 飲水・食事指導・ロペラミド服用法について記載など
支持療法： ☐ 下痢止めの服用を指示した ☐ 下痢止めの服用について再度説明した
- 吐き気・食欲不振
嘔吐 ☐ 未確認 ☐ なし ☐ あり → ____ 回/日
吐き気 ☐ 未確認 ☐ なし ☐ あり → 吐き気止めの摂取状況、水分の摂取状況確認
食欲不振 ☐ なし ☐ あり ☐ 未確認 → 食事摂取量 %（S-1開始前と比較）
主な指導内容：＊ 悪心嘔吐対策の指導内容記載 食事のとり方など
支持療法： ☐ 吐き気止めの服用を指示した ☐ 吐き気止めの服用について再度説明

➤ 中間結果概要

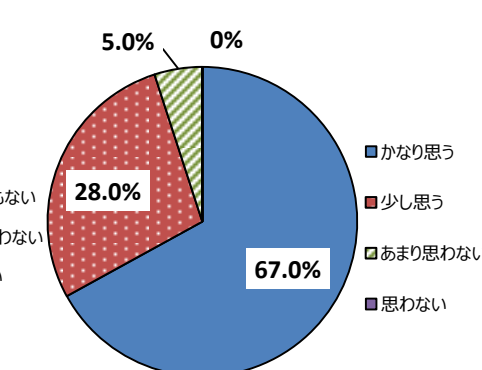
103名の登録患者（トレーシングレポート344件）に対して、

- ・ 電話フォローアップを契機とする予定外受診が3名4件、休薬が8名。
- ・ 電話フォローアップに基づく医師への処方提案が42件あり、20件（48%）が処方に反映。
- ・ 電話による予定外受診、抗がん薬の休薬、処方変更の計32件は副作用の重篤化を回避し患者の安全に直接寄与したものと考えられる。
- ・ 副作用の不安解消や対処療法の指導を行った事例が126件（37%）と最も多く、次いで支持療法の使用指導が50件（15%）であった。

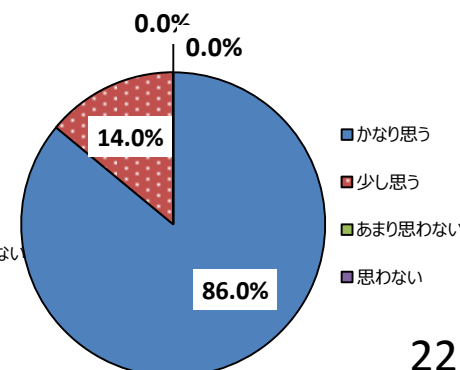
薬局薬剤師からの副作用に対する対応やアドバイスは有用であったか（患者調査）



電話フォローで患者の副作用への対処方法の実施がより適切に行えたか（医師調査）



保険薬局と病院薬剤師と医師が情報を共有し連携することは必要か（医師調査）



本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化



健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局に係る現状

出前講座

薬剤師「いまさら聞けないお薬の疑問」
看護師「認知症予防」
栄養士「減塩のコツ」等の
地域住民向け講座の実施。



健康フェア

お薬・栄養・介護相談会

薬剤師・管理栄養士がコラボレーション。病気や食生活に関する話題の提供や相談会の実施。



〇〇モ活動教室

ちょっとそこまで歩こう会

薬局に地域住民が集まり、看護師等も
同行しながらウォーキング等を実施。



健康通信

季節に合わせて健康や疾病
予防に関する情報を発信。



1日薬剤師体験

地域の子供たちが、薬の
作り方や薬剤師の仕事
など薬局の裏側を体験。



受診勧奨により早期治療につながった事例（皮疹）

【背景】

○ 塗り薬を求めて薬局を訪れた。

【健康サポート薬局における対応】

○ 症状を伺った結果、带状疱疹の可能性を考慮し、受診勧奨をした。

【その後の経過】

○ その後、抗ウイルス薬の処方箋を持参され、带状疱疹であったことを確認した。



地域で信頼される健康サポート薬局になるために

【検討会報告書より】

健康サポート薬局は、

- その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではない
- 地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関
- 地域住民の相談役の一つとしての役割を果たす
- 地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していく
- 安心して立ち寄りやすい身近な存在となる
- 薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要
- 地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携する
- 基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならない

健康サポート薬局数

全数 7 0 5 （平成29年12月28日現在）

北海道	2 8	東京都	7 1	滋賀県	1 1	徳島県	1 5
青森県	6	神奈川県	4 0	京都府	7	香川県	3
岩手県	1	新潟県	1 6	大阪府	8 0	愛媛県	1 0
宮城県	1 0	山梨県	8	兵庫県	3	高知県	2
秋田県	8	長野県	9	奈良県	6	福岡県	2 6
山形県	6	富山県	5	和歌山県	3 0	佐賀県	6
福島県	2 0	石川県	8	鳥取県	1	長崎県	3
茨城県	2 5	岐阜県	1 0	島根県	3	熊本県	2 1
栃木県	8	静岡県	1 0	岡山県	2 0	大分県	1 1
群馬県	1 0	愛知県	3 0	広島県	2 6	宮崎県	4
埼玉県	3 5	三重県	1 3	山口県	5	鹿児島県	1 0
千葉県	2 1	福井県	1			沖縄県	3

自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
北海道 [28]	19	茨城県 [25]	25	東京都 [71]	18	荒川区	2	長野県 [9]	9
札幌市	9	栃木県 [8]	5	千代田区	3	板橋区	0	長野市	0
旭川市	0	宇都宮市	3	中央区	0	練馬区	2	富山県 [5]	3
函館市	0	群馬県 [10]	7	港区	3	足立区	4	富山市	2
小樽市	0	前橋市	1	新宿区	1	葛飾区	1	石川県 [8]	2
青森県 [6]	4	高崎市	2	文京区	1	江戸川区	2	金沢市	6
青森市	1	埼玉県 [35]	22	台東区	5	八王子市	1	岐阜県 [10]	7
八戸市	1	さいたま市	10	墨田区	3	町田市	6	岐阜市	3
岩手県 [1]	1	川越市	2	江東区	1	神奈川県[40]	4	静岡県 [10]	3
盛岡市	0	越谷市	1	品川区	7	横浜市	24	静岡市	5
宮城県 [10]	3	千葉県 [21]	13	目黒区	3	川崎市	4	浜松市	2
仙台市	7	千葉市	1	大田区	4	相模原市	2	愛知県 [30]	13
秋田県 [8]	3	船橋市	1	世田谷区	3	横須賀市	0	名古屋市	15
秋田市	5	柏市	6	渋谷区	1	藤沢市	5	豊橋市	1
山形県 [6]	6			中野区	0	茅ヶ崎市	1	岡崎市	0
福島県 [20]	16			杉並区	0	新潟県 [16]	5	豊田市	1
郡山市	2	※ []内の数字は各都		豊島区	0	新潟市	11	三重県 [13]	12
いわき市	2	道府県内の全数		北区	0	山梨県 [8]	8	四日市市	1

健康サポート薬局数（全144自治体別）

2/2

平成29年12月28日現在

自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
福井県 [1]	1	奈良県 [6]	2	徳島県 [15]	15	大分県 [11]	8
滋賀県 [11]	4	奈良市	4	香川県 [3]	1	大分市	3
大津市	7	和歌山県[30]	13	高松市	2	宮崎県 [4]	3
京都府 [7]	1	和歌山市	17	愛媛県 [10]	8	宮崎市	1
京都市	6	鳥取県 [1]	1	松山市	2	鹿児島県[10]	6
大阪府 [80]	40	島根県 [3]	3	高知県 [2]	1	鹿児島市	4
大阪市	25	岡山県 [20]	6	高知市	1	沖縄県 [3]	1
堺市	6	岡山市	9	福岡県 [26]	6	那覇市	2
豊中市	3	倉敷市	5	北九州市	4		
高槻市	2	広島県 [26]	3	福岡市	14		
枚方市	2	広島市	20	久留米市	1		
東大阪市	2	福山市	3	大牟田市	1		
兵庫県 [3]	2	呉市	0	佐賀県 [6]	6		
神戸市	1	山口県 [5]	3	長崎県 [3]	2		
姫路市	0	下関市	2	長崎市	0		
尼崎市	0			佐世保市	1		
西宮市	0			熊本県 [21]	14		
				熊本市	7		

※ []内の数字は各都道府県内の全数

本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

医薬品販売業における適正な業務の確保等について

H30.1.18

全国厚生労働関係部局長会議資料

(1) 薬局における適正な業務の確保等について

- 処方箋に基づく調剤を行ったにもかかわらず他の薬局に調剤済みとなった当該処方箋を送付し、必要な記録等を怠ったことにより調剤の責任の所在が不明確となる事案等、関係法令の規定に違反するおそれのある行為が、薬局開設者及び薬局に従事する薬剤師により行われた事案が複数発覚したことを受け、平成29年11月8日に通知を発出。

薬局における適正な業務の確保等について

(平成29年11月8日付薬生総発1108第07号薬生監麻発1108第06号)

記

1. **薬局開設者は、**薬局における調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務若しくは医薬品の販売又は授与の業務について、**医薬品医療機器等法及び薬剤師法等の関係法令の規定を改めて確認し、遵守すること。**特に、医薬品医療機器等法第9条第2項に定めるとおり、同法第8条第2項の規定による**薬局の管理者の意見を尊重すること。**そのために、薬局開設者が薬局の管理者の意見を聞き、適切な対応を取ることができるようにするための**社内体制を整備すること。**
2. **薬局の管理者は、**当該薬局を実地に管理し、医薬品医療機器等法第8条に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、**その薬局の業務につき必要な注意等をし、また、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならないこと。**
3. 薬局開設者は、薬局において、医薬品医療機器等法の規定に違反する又はそのおそれのある行為を認識した際には速やかに都道府県知事等へ報告すること。

都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 法令・通知に基づき、適正な運用にご協力をお願いしたい。

医薬品販売業における適正な業務の確保等について

(2) かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

① 患者のための薬局ビジョン (参考 1 ～ 4)

1. これまでの動き

- 平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表し、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した。
- 本ビジョンの推進のため、平成28年度から「患者のための薬局ビジョン推進事業」を実施。
- その中で、平成29年度には以下の4つのメニュー事業を設定し、38道府県40のモデル事業を実施。
 - ① 地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業、② 多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
 - ③ 電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康サポート推進事業、④ 薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業
- また、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に係る進捗状況を評価するため、薬局機能情報提供制度の項目を拡充する省令改正を平成29年10月6日に公布。

2. 今後の取組

- かかりつけ薬剤師・薬局を推進するため、来年度も、予算事業としてかかりつけ薬剤師・薬局のモデル事業等を行い、今年度に引き続き、事業応募を今年3月までに開始する予定。
- 薬局機能情報提供制度の改正省令は平成31年1月1日施行（経過措置；同年12月末まで）。

3. 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 応募や予算措置に係る準備など、事業の円滑な実施についてご協力をお願いしたい。
- 事業の実施に際しては、いずれのテーマでも、地域の現状や課題を把握するための調査を行うとともに、その実現に向けて多職種、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行うこととしており、薬務主管課だけでなく、関連部局や市町村とも適宜、適切に連携を取って実施するようお願いしたい。
- 改正省令の施行に向けて、システムの改修や薬局への周知等、円滑かつ適正な運用にご協力をお願いしたい。

医薬品販売業における適正な業務の確保等について

② 健康サポート薬局 (参考 5 ～ 7)

1. これまでの動き

- 平成28年10月より、積極的に地域住民の健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局の届出・公表が開始された（平成29年11月末時点の届出数は、全国で624件）。
- また、平成28年4月より、健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の優遇措置が開始されており（平成28年度から29年度までの2年間）、平成31年度まで適用期限が2年延長される予定。

2. 今後の取組

- 健康サポート薬局が全国に普及していくために、届出先となっている全ての自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）において健康サポート薬局の取組が始まるよう、自治体や関係団体と連携して対応を行う。

3. 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 健康サポート薬局の届出・公表に関して、不動産取得税の優遇措置も併せて、引き続き、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、健康サポート薬局の届出があった場合には速やかに対応していただきたい。また、届出に関する相談等には随時対応し、疑義があれば医薬・生活衛生局総務課あてに照会していただきたい。
- 地域住民が健康サポート薬局の情報を検索できるように、薬局機能情報提供システム等を可能な限り速やかに更新し、情報発信を行うよう、引き続きご協力いただきたい。

本日の内容

1. 患者のための薬局ビジョン
2. かかりつけ薬剤師・薬局に係る取組の評価
3. 健康サポート薬局
4. 医薬品販売業における適正な業務の確保等
5. 平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

平成30年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

○患者のための薬局ビジョン推進事業費 207,164千円

薬剤師・薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」として地域包括ケア等に貢献できるよう、多職種、他機関との連携協議体等の場を活用したモデル事業を実施するとともに、患者・国民視点で薬剤師・薬局の取組を調査・検討する事業を実施し、PDCAサイクルを回すことにより、「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を目指す。

○薬局医療安全対策推進事業費 34,528千円

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

○医薬品適正使用普及啓発費 4,860千円

「薬と健康の週間」(10月17日～23日)にあわせて、かかりつけ薬剤師・薬局及び医薬品の適正使用等について、広く国民に普及啓発するためのポスター等を作成する。

概要

- 厚生労働省は、平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を公表、平成28年度にはビジョン実現のアクションプランを作成。
- 平成30年度は、
 - 28年度及び29年度のモデル事業を踏まえ、より具体的な取組を支援するため、**基本事業として、地域の現状や課題を把握するための調査を行うとともに、その実現に向けて多職種（医師、歯科医師、看護師、介護職員、栄養士、理学/作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行うこととした。**その上で、**テーマ別のメニューの見直し（地域における薬局薬剤師と病院薬剤師の連携を推進する事業を追加等）**を行った。
 - 「患者のための薬局ビジョン」の公表から2年余りが経過したことを踏まえ、本ビジョンの推進に関する進捗状況を患者・国民視点で評価するため、**患者に対するアンケート調査を実施**するとともに、患者・国民に求められるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進するため、**好事例の横展開を目的とした地域ブロックごとの協議会の開催支援等を実施**する。

ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業の推進

189,483千円（175,539千円）

各自治体は、基本事業（地域の現状や課題を把握するための調査及び連携協議体等の場における検討）を行った上で、下記メニュー事業のいずれかを実施する。

①多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業

- ・ かかりつけ医を中心に多職種連携を行いつつ、患者の服薬情報・副作用等の情報連携や在宅医療サービスを提供する取組等を推進する。

②ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

- ・ 電子版お薬手帳を含めたICTの活用を地域の中で推進し、様々な健康情報（食事・運動情報）と服薬情報等をリンクさせ、総合的な健康サポート機能を充実させる。

③薬局・薬剤師による健康サポート推進事業

- ・ 健康サポート機能を有する薬局の取組を推進するため、多様な機関、他職種との連携やお薬・健康相談などを実施する。

④薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業

- ・ 薬局薬剤師が医療機関において（又は病院薬剤師が薬局において）研修を行うことなどにより、地域におけるチーム医療の一員として必要な知見や能力を充実・強化させ、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等を含む地域における在宅医療や外来化学療法等に係る人材を育成する。

患者・国民視点での薬局ビジョンの推進

17,681千円（17,936千円）

「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況に係る患者・国民視点の評価及びかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する取組の推進のため、下記の取組を実施する。

1. 患者・国民を対象としたアンケート調査

- ・ 薬剤師・薬局の取組について、患者・国民に対するアンケート調査を実施し、患者・国民がかかりつけ薬剤師・薬局のメリットを感じているかどうか等を把握・解析する。

2. 好事例の横展開を目的とした取組

- ・ かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すために、地域ブロックごとの協議会の開催支援や事例集の作成・配布を実施する。



様々な視点から薬剤師・薬局の機能強化のための取組を実施するとともに、その評価を行い、PDCAサイクルを回すことにより「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を目指す

平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業

目的

- 厚生労働省が平成27年10月23日に公表した「患者のための薬局ビジョン」を推進することで、地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすことを目的とする。

事業実施者

- 本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を再委託することができる。

モデル事業の実施

- 実施すべき事業について

本事業の実施者は、薬剤師・薬局のかかりつけ機能の強化のための事業を実施するとともに、事業を実施する前提として、地域の現状や課題を把握するための調査及び多職種(医師、歯科医師、看護師、介護職員、栄養士、理学／作業療法士等)、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行う。

その上で、

- ・ 本事業の周知
- ・ 本事業の成果の把握
- ・ 本事業の(中間及び最終)報告書の作成及び成果等の情報発信
- ・ 本事業の成果を活用した都道府県内における類似の取組の横展開

を行う。

本事業で求めること

- 本事業終了後、独自で事業の継続を行うための体制を明確かつ具体的に示すこと
- 「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策及び個別の事業メニューの目的に即していること
- 事業実施者として、都道府県衛生主管部(局)薬務主管課は地域の現状や課題を把握するための調査及び連携協議体等の場の構築を行うこと
- 地域におけるこれまでの現状や課題を踏まえて事業に取り組むこと
- 既存の薬剤師・薬局の業務に比べ、先進的な取組を行う事業であること
- 単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業ではなく、事業実施地域において事業後も継続的にかかりつけ薬剤師・薬局としての機能の向上効果が期待できること
- 事業内容が地域の医療提供体制の確保にもたらした効果や事業内容に対する地域の住民・関連団体からの評価を事業の実施成果として把握すること
- 次年度以降、事業実施都道府県内において、広く事業展開していくこと
- 事業の実施成果について、他の都道府県や関連団体等が類似の取組を実施可能となるよう、広く情報発信を行うこと

本事業の今後のスケジュール案

2月中(予定)

実施要綱を通知

年度内(予定)

各都道府県からの提出締切

約1ヶ月後

審査採択・不採択の連絡

数週間後

基準額通知の発出(内示)

※当該通知発出日以降に、事業の開始が可能となります。

数週間後

交付申請書の締切

約3ヶ月後

交付決定

ご清聴ありがとうございました

●薬局・薬剤師に関する情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索

●おくすりe情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

おくすりe情報

検索

●医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。

PMDAメディナビ

検索

